

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3712723号
(P3712723)

(45) 発行日 平成17年11月2日(2005.11.2)

(24) 登録日 平成17年8月26日(2005.8.26)

(51) Int.C1.⁷

F 1

B 4 3 L 19/00

B 4 3 L 19/00

H

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2004-233164 (P2004-233164)
 (22) 出願日 平成16年8月10日 (2004.8.10)
 (62) 分割の表示 特願2002-344884 (P2002-344884)
 の分割
 原出願日 平成14年11月28日 (2002.11.28)
 (65) 公開番号 特開2004-306619 (P2004-306619A)
 (43) 公開日 平成16年11月4日 (2004.11.4)
 審査請求日 平成16年8月10日 (2004.8.10)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 399006652
 リバティジャパン株式会社
 大阪府大阪市中央区南船場1丁目10番1
 2-804号 ローゼンビル長堀 F8
 (74) 代理人 100079131
 弁理士 石井 晓夫
 (74) 代理人 100096747
 弁理士 東野 正
 (74) 代理人 100099966
 弁理士 西 博幸
 (72) 発明者 門田 雅輝
 大阪府大阪市中央区南船場1丁目10番1
 2-804号 ローゼンビル長堀 F8
 リバティジャパン株式会社 内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 転写テープ式修正具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

片面に不透明膜が塗着された転写テープと、この転写テープが巻装されると共に互いに連動して回転する供給リール及び巻取リールの対と、前記両支持体を回転自在に支持する合成樹脂製の支持体と、前記支持体が内設されたケースとを備えており、

前記支持体に、前記供給リールから引き出された転写テープを巻取リールに到る前に紙面に圧着して不透明膜を転写させるためのテープヘッドが設けられている一方、

前記ケースの一端部には、前記テープヘッドを突出・退入させる開口が形成されていると共に、ケースの内部には、テープヘッドがケースの内部に退入するように支持体を弾圧するバネが配置されており、ケースのうち開口と反対側の他端部から露出した押ボタンを押すと支持体がバネに抗して前進してテープヘッドが前記開口から突出する修正具であつて、

前記テープヘッドを前記ケースの開口から突出した状態に保持する保持手段が備えられており、

更に、前記支持体のうち前記両リールの回転軸心に沿った方向から見て前後両側の面に、ケースの内面に当接するスライドガイドを一体に形成している、
 転写テープ式修正具。

【請求項2】

前記テープヘッドを、支持体の片方の面に設けたスライドガイドの端部に一体成形している、

10

20

請求項 1 に記載した転写テープ式修正具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、転写テープから不透明膜を紙に転写することによって文字等を消す転写テープ式修正具に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、転写テープが巻装された供給リールと巻取りリールを支持体に設け、前記支持体をケースの内部に設けて、転写テープに塗着された不透明膜を紙面に転写することによって文字等を消す転写テープ式修正具がある（例えば、特許文献1参照）。

10

【特許文献1】特開2000-211799号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

この種の転写テープ式修正具において、供給リールから引き出されたテープヘッドを介して供給リールに巻取られており、テープヘッドを介して転写テープを紙面に圧着させることにより、転写テープの不透明膜が紙面に転移して文字等が消される。

【0004】

しかし、前記特許文献1のものは、転写テープを案内するテープヘッドがケースから常に突出していたから、テープヘッドを覆うキャップを設けて該部の転写テープを保護する必要があり、前記キャップを取り外したり移動させてテープヘッドを露出させる操作を行う必要がある。また、取り外したキャップを紛失し易い。

20

【0005】

そこで、ケースからテープヘッドを出入動させることもできるが、この場合は、供給リールと巻取りリールとに巻装された転写テープがテープヘッドの前進動にて引き出されるから、テープヘッドを後退させたときに転写テープが弛む不具合がある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

請求項1の発明において、修正具は、片面に不透明膜が塗着された転写テープと、この転写テープが巻装されると共に互いに運動して回転する供給リール及び巻取りリールの対と、前記両支持体を回転自在に支持する合成樹脂製の支持体と、前記支持体が内設されたケースとを備えており、前記支持体に、前記供給リールから引き出された転写テープを巻取りリールに到る前に紙面に圧着して不透明膜を転写させるためのテープヘッドが設けられている一方、前記ケースの一端部には、前記テープヘッドを突出・退入させる開口が形成されていると共に、ケースの内部には、テープヘッドがケースの内部に退入するように支持体を弾圧するバネが配置されており、ケースのうち開口と反対側の他端部から露出した押ボタンを押すと支持体がバネに抗して前進してテープヘッドが前記開口から突出する。

30

【0007】

そして、前記テープヘッドを前記ケースの開口から突出した状態に保持する保持手段が備えられており、更に、前記支持体のうち前記両リールの回転軸心に沿った方向から見て前後両側の面に、ケースの内面に当接するスライドガイドを一体に形成している。

40

【0008】

請求項2の発明では、請求項1において、前記テープヘッドを、支持体の片方の面に設けたスライドガイドの端部に一体成形している。

【発明の効果】

【0009】

本願発明では、テープヘッドをケースから出入動させてもテープヘッドと供給リール及び巻取りリール間の距離は一定に保たれるから、転写テープの張力を殆んど変化させることなくテープヘッドを出入動させることができ、このため、テープヘッドの出入動にて転写

50

テープが弛むのを防止できる。

【0010】

また、支持体はケースの内部でスライドガイドを介してスライド移動するから、テープヘッドの突出又は退入又は移動の途中のそれぞれで支持体がケースに適正な姿勢で支持される。

【0011】

また、テープヘッドのスライドは、押ボタンの押し操作とバネにて行われるから、テープヘッドを覆う従来のキャップなどを不要にすることができ、従来のようにキャップ又は指などにて転写テープが損傷するのを低減できる。

【0012】

更に、テープヘッドはケースの開口から突出した位置に保持されるから、押ボタンから指を離した状態で修正具を使用できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

以下、本発明の実施形態を図面に基づいて詳述する。

【0014】

図1は全体の正面図、図2は同側面図、図3は断面正面図、図4は断面側面図である。転写テープ式修正具は、合成樹脂製で細長い平板形の支持体1を備えており、この支持体1の片面に、当該支持体1の長手方向に離れた2本のリール軸2，3を一体形成し、支持体1の端部側に位置した一方のリール軸2には供給リール4を回転自在に回転自在に軸支し、他方のリール軸3には巻取リール5を回転自在に軸支している。そして、両リール4，5に一体形成されたブーリ6，7にゴムベルト8を巻きかけている。従って、各リール4，5はベルト8を介して同じ方向に運動して（同期して）回転する。

【0015】

また、前記支持体1の両面に、当該支持体1の長手方向に延びるスライドガイド9，10を一体形成し、リール軸2，3が形成されている面に形成した一方のガイド10のうち供給リール4と反対側の端部にテープヘッド11を一体形成している。

【0016】

紙面に不透明膜（塗料）を塗着させる転写テープ12は供給リール4に巻かれており、転写テープ12はテープヘッド11に案内されてから巻取リール5に巻き取られる。すなわち、転写テープ12を紙面に圧着させてスライドさせることにより、不透明膜が紙面に転写されて文字等が消され、また、両リール4，5がベルト8を介して運動回転するため、不透明膜が紙面に転写された後の転写テープは巻取リール5に巻き取られる。

【0017】

支持体1はケース16の内部に配置されている。ケース16は合成樹脂製の2つのケース部材14，15からなっており、2つ割面13を介してケース部材14，15を合体させることによってケース16が形成されている。支持体1は、スライドガイド9，10の案内によって長手方向に摺動自在となるようにケース16に内設されている。

【0018】

ケース16の一端部（紙面で下側）には前記テープヘッド11を出入動させる開口17が形成されている一方、ケース16の他端部（紙面で上側）からは、支持体1に一体成形された押ボタン18が露出している。

また、ケース16の内部のうち一端寄り部位（下部）には、テープヘッド11を退入させるバネ9を配置しており、ケース16を握った手の指で押ボタン18を押すと、バネ19に抗して支持体1が摺動し、図5乃至図7に示す如く、ケース1の開口17からテープヘッド11が突出する。

【0019】

また、前記支持体1にフック20を一体形成し、テープヘッド11がケース16から突出した使用状態で一方のケース部材15の突起21に前記フック20を係合させることにより、バネ19に抗してテープヘッド11がケース16から突出した使用状態を保持して

10

20

30

40

50

あり、これにより、転写テープ12の不透明膜(塗料)を紙面などに塗着させる操作を行える。

【0020】

そして、一方のケース部材15に解除ボタン22を一体形成しており、図7のように、テープヘッド11がケース16から突出した状態下で、解除ボタン22を指で押込むと解除ボタン22がフック20に当接してフック20が突起21から離脱し、すると、バネ19によって支持体1が摺動し、図4のようにテープヘッド11はケース16の内部に退入する。

【0021】

上記のように、転写テープ12が巻かれる供給リール4と巻取リール5を支持体1に設け、前記支持体1をケース16に内設した修正具において、前記転写テープ12を案内するテープヘッド11を前記支持体1に設けると共に、前記ケース16に支持体1を摺動自在に内設し、ケース16の開口17からテープヘッド11を突出させたり退入させるように構成している。

【0022】

そして、ケース16の内部にテープヘッド11を退入させることにより、不使用(保管)時に転写テープ12またはテープヘッド11などが損傷するのを防止し、テープヘッド11を覆う従来のキャップを不要にし、キャップの脱着または摺動などの操作を省き、脱着によってキャップを紛失する等の不具合もなくしている。また、テープヘッド11を支持体1に設けたことにより、テープヘッド11を出入動させてテープヘッド11と前記各リール4, 5間の距離は略一定に保たれて、転写テープ12の張力を殆んど変化させることなくテープヘッド11を出入させることができ、これにより、製造コストの低減、並びに取扱い操作性の向上などを図られる。

【0023】

また、テープヘッド11を突出させる押ボタン18を支持体1に設け、ケース16の外側に前記押ボタン18を突出させると共に、テープヘッド11を突出させた状態に係止させるフック20と、テープヘッド11を退入させるバネ19を設けているため、取扱い操作性の向上などが図られる。

【図面の簡単な説明】

【0024】

【図1】本願発明の実施形態の全体の正面図である。

【図2】側面図である。

【図3】縦断正面図である。

【図4】側断面図である。

【図5】使用状態の正面図である。

【図6】使用状態の正断面図である。

【図7】使用状態の側断面図である。

【符号の説明】

【0025】

- 1 支持体
- 4 供給リール
- 5 巻取リール
- 9, 10 スライドガイド
- 11 テープヘッド
- 12 転写テープ
- 16 ケース
- 17 開口
- 18 押ボタン
- 19 バネ
- 22 解除ボタン

10

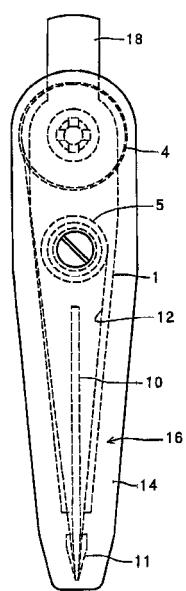
20

30

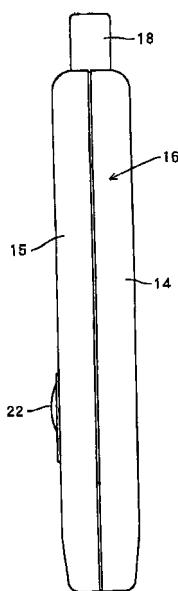
40

50

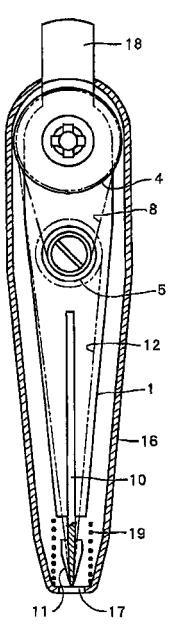
【図1】



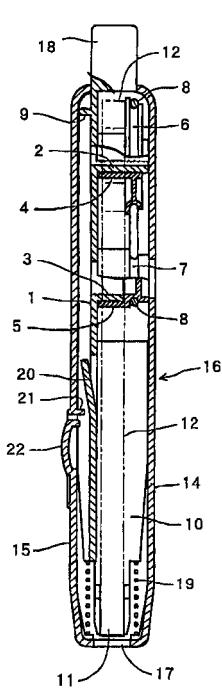
【図2】



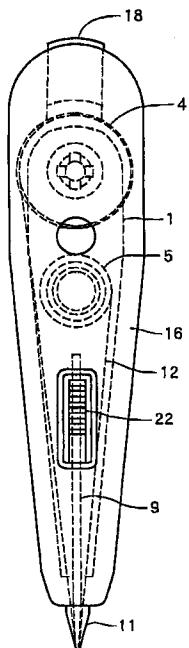
【図3】



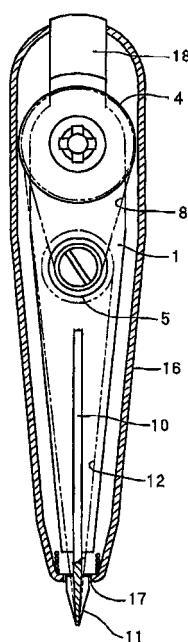
【図4】



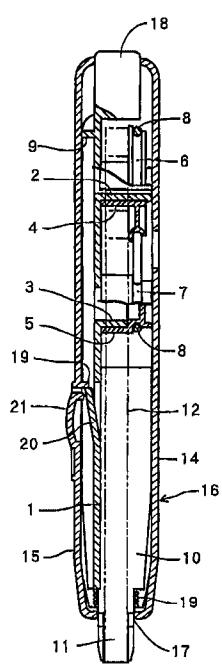
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

審査官 蔵野 いづみ

(56)参考文献 国際公開第99/062807(WO,A1)
特開2000-043478(JP,A)
米国特許第5346580(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
B 43 L 19 / 00